

後期高齢者医療被保険者へのお知らせ

【後期高齢者医療制度の対象となる人】

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人(村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1から3級および4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1から2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。
※一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
※生活保護を受けている人および外国人で在留期間が3カ月未満である人などは対象になりません。

【令和4・5年度の保険料率】

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

保険料額 (年額) ※年額66万円が上限です	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 54,000円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円※(基礎控除)) × 10.26% (所得割率)
-------------------------------------	---	--	---	--

※合計所得金額が2,400万円超の人は、合計所得金額に応じて基礎控除額が逡減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

【所得が低い人への均等割額軽減】

◆保険料の均等割額の軽減

- ①7割軽減: $43万円 + (10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数}^{*1} - 1))$
 - ②5割軽減: $43万円 + (28万5千円 \times \text{世帯の被保険者数}) + (10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数}^{*1} - 1))$
 - ③2割軽減: $43万円 + (52万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + (10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数}^{*1} - 1))$
- 世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等^{*2}の合計額が

①の判定額を超えない世帯	→	保険料の均等割額を7割軽減
②の判定額を超えない世帯	→	保険料の均等割額を5割軽減
③の判定額を超えない世帯	→	保険料の均等割額を2割軽減

- ※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合、65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。
- ※2 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

【令和4年度 後期高齢者医療保険料の納め方について】

後期高齢者医療保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書または口座振替)により納めることになります。

特別徴収の人 令和4年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の人 令和4年4月より納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。

【特別徴収から口座振替への変更について】

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの差し引き)により納めている人は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL0967 (67) 2704